

みのかも

No. 152

平成25年2月1日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

内線281

市議会だより



1月13日に開催された2013年みのかも成人式

| | | |
|---|-------------------------|------------|
| 主 | ■ 平成24年第4回定例会の審議結果…………… | 2 P ~ 3 P |
| な | ■ 委員会審査の概要…………… | 4 P |
| 内 | ■ 市政一般に対する質問と答弁…………… | 5 P ~ 16 P |
| 容 | ■ 議会日誌…………… | 16 P |

平成24年
第4回
定例会

市議会第4回定例会は、
12月3日に開会し、21日ま
での会期19日間で開催しま
した。

12月3日には、44議案を
上程し、政務調査費の交付
に関する条例の改正案ほか
4議案については提案説明
・質疑・採決、その他の
議案については提案説明ま
でを行いました。

12日および13日には、14
人の議員が一般質問を行
いました。

14日には、各議案に対す
る質疑・委員会付託を行
いました。

付託された各議案の審査
のため、17日に文教民生常
任委員会、18日に企画建設
常任委員会を開催しました。

21日には、各議案に対す
る委員長報告、質疑、討論、
採決、さらに追加2議案に
対する提案説明、質疑、採
決を行い、定例会を閉会し
ました。

議案の審議結果

| 議案番号 | 議案名 主 な 内 容 | 議 員 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 藤井浩人 | 坂井知足 | 村瀬正樹 | 後藤 満 | 渡邊義昌 | 高井 厚 | 渡邊益巳 | 前田 孝 | 金井文敏 | 大畑隆夫 | 柘植宏一 | 横山俊二 | 片桐美良 | 森 弓子 | 水越甲子 | 片桐義次 | 山田 栄 | 森 厚夫 |
| 承第8号 | 専決処分の承認を求めることについて平成24年度美濃加茂市一般会計補正予算(第7号)2198万円の増額、予算総額は178億1900万円 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第62号 | 美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例について 児童福祉法の一部改正に伴い、「カナリヤの家」を福祉型児童発達支援センターとして整備するための条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第63号 | 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例について 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の適正な運営及び事業の透明性の確保を図るための条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第64号 | 美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について 第1次一括法による介護保険法の一部改正(指定地域密着型サービスの運営基準等の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第65号 | 美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について 第1次一括法による介護保険法の一部改正(指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第66号 | 美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例について 介護保険法の一部改正(指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第67号 | 美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例について 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とした条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 議第68号 | 美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例について 第1次一括法による道路法の一部改正(市道の構造の技術的基準の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第69号 | 美濃加茂市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について 第1次一括法による道路法の一部改正(市道に設ける案内標識等の寸法の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第70号 | 美濃加茂市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について 第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第71号 | 美濃加茂市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について 第1次一括法による河川法の一部改正(市が管理する準用河川の構造の技術的基準の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第72号 | 美濃加茂市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について 第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第73号 | 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例について 第1次一括法による公営企業法の一部改正に伴う、毎事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分についての条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第74号 | 美濃加茂市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例について 第2次一括法による下水道法の一部改正(公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第75号 | 美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について 第2次一括法による水道法の一部改正(水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準等の条例委任)に伴う条例の制定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第76号 | 美濃加茂市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 別表に地籍調査推進員を追加することによる条例の改正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第77号 | 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 人事院勧告に準拠して55歳を超える職員の標準の勤務成績における昇給を停止するための条例の改正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 議第78号 | 美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について 施設使用料の改定等を行うための条例の改正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 議第79号 | 美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例について 施設使用料(東図書館の目的外使用に係るもの)の改定等を行うための条例の改正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第80号 | 美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 施設使用料の改定等を行うための条例の改正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第81号 | 美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 施設使用料の改定等を行うための条例の改正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |

| 議案番号 | 議案名 | 議決結果 | 議員名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|------|------|------|------|-----|------|-----|------|-----|------|------|------|------|------|-----|------|------|-----|-----|
| | | | 藤井浩人 | 坂井知足 | 村瀬正樹 | 後藤満 | 渡邊義昌 | 高井厚 | 渡邊益巳 | 前田孝 | 金井文敏 | 大畑隆夫 | 柘植宏一 | 横山俊二 | 片桐美良 | 森弓子 | 水越甲子 | 片桐義次 | 山田栄 | 森厚夫 |
| | 【表示記号】 議決結果：◎…可決、承認、同意 △…否決、不承認、不同意 賛否状況：○…賛成 ×…反対 欠…欠席 一…議長のため採決に加わらない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議第82号 | みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 施設使用料の改定等を行うための条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第83号 | 美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 施設使用料の改定等を行うための条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 議第84号 | 美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 施設使用料の改定等を行うとともに、地方自治法に規定する指定管理者に管理を行わせることができるようにするための条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第85号 | 美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について 指定管理者の指定の取消し又は天災等の事由により、指定管理者が管理を行えない場合に、市が直接管理・運営できるようにするための条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第86号 | 美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について 第2次一括法による都市公園法の一部改正(都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準の条例委任)に伴う条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第87号 | 平成24年度美濃加茂市一般会計補正予算(第8号) 5771万4千円の増額、予算総額は178億7671万4千円 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第88号 | 平成24年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第2号) 保険事業勘定 1億4756万5千円の減額、予算総額は33億5386万1千円 介護サービス事業勘定 111万円の減額、予算総額は1096万4千円 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第89号 | 指定管理者の指定について 総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第90号 | 可茂消防事務組合規約の一部変更に関する協議について 第2次一括法及び岐阜県事務処理の特例に関する条例に基づき、火災類取締法、高圧ガス保安法及びガス事業法等に規定する事務が市町村に権限移譲されることに伴い、組合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第91号 | 美濃加茂市と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第92号 | 美濃加茂市と加茂郡坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第93号 | 美濃加茂市と加茂郡富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第94号 | 美濃加茂市と加茂郡川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第95号 | 美濃加茂市と加茂郡七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第96号 | 美濃加茂市と加茂郡八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第97号 | 美濃加茂市と加茂郡白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第98号 | 美濃加茂市と加茂郡東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第99号 | 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する協議について 相互の行政区域を越えて住民票の写し等の証明書の交付事務等を行うため、事務委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるもの | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第100号 | 公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例について 地方自治法の一部改正に伴う条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第101号 | 美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について 地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任方法、在任期間等に関する事項を新たに定めるための条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第102号 | 美濃加茂市議会議務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改めるなどとするための条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第103号 | 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改めるための条例の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第104号 | 美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について 地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致の手続き等に関する事項を新たに定めるための規則の改正 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第105号 | 平成24年度美濃加茂市一般会計補正予算(第9号) 1299万7千円の増額、予算総額は178億8971万1千円 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議第106号 | 美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について 山之上財産区管理委員の選任同意 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

委員会審査の概要

企画建設常任委員会

《準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例》

Ⓐ 市内において整備が必要な河川はあるか。

《非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例改正》

Ⓐ 地籍調査推進員の配置と調査終了の見込みは。

Ⓐ 調査は8調査区を設けて1調査区ずつ行い、各調査区で調査推進員を3人確保する。

また、調査推進員は、各調査区の森林組合役員や山仕事をしている方、土地改良区役員など、調査区の土地に精通している方とする。

なお、調査終了の目標は約100年後を想定している。

《移動等円滑化に必要な市道の構造基準を定める条例》

Ⓐ 適用の対象および財源は。

Ⓐ 適用の対象は、本条例施行後に計画して設置する道路であり、特定道路としてバリアフリー化の指定を受けた道路の整備について、国庫補助を受けることができる。

《水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例》

Ⓐ 水道料金値上げの見直しは。

Ⓐ 今後、水道使用量の増加見込みなどがない一方で、老朽管などの更新による減価償却費が伸びて利益が圧縮されるので、県に受水費値下げを要望するなど、できるだけ今の料金体系を維持していこうと考えている。

《一般会計補正予算》

Ⓐ 防犯灯の設置予定と設置要望への対応状況は。

Ⓐ 今回の補正で約60基分を追加し、今年度全体で188基を設置予定であり、自治会要望で80メートル以上の区間があるものはすべて今年度設置できるようにした。

Ⓐ 旧生物工学研究所跡地整備に係る造成費等の見込みおよび土地開発基金の活用は。

Ⓐ 造成費等として約3億2000万円、地区外の取り付け道路や雨水排水の整備等で約1億8000万円を見込んでいる。

また、土地代金や造成費等を一時的に土地開発基金から立て替え、売却先である木沢記念病院との協定に基づき平成25年度中に回収する。

文教民生常任委員会

《介護保険会計補正予算》

Ⓐ 負担金の減額理由は。

Ⓐ 包括支援センターの職員6人のうち、社会福祉法人からの出向職員を5人と見込んでいたが、4人となったため、1人分の人件費としての負担金を減額するものである。

《図書館設置条例改正》

Ⓐ 北部分室が条例に明記されることにより何が変わるか。

Ⓐ 図書館司書が本の貸し出しを行う際に、図書館法に基づく各種業務が可能になる。

《福祉型児童発達支援センター設置及び管理条例》

Ⓐ カナリヤの家の利用可能人数および施設の増設計画は。

Ⓐ 1日当たりの定員が30人であり、週1回の利用を基本としていることから、150人まで利用可能である。

また、今後、土地の購入等を含めて予算化し、施設を増設する計画である。

《市民の歯と口腔の健康づくり条例》

Ⓐ 成人に対する具体的な指導方針は。

Ⓐ 現在、35歳から60歳までの5歳きざみで実施している歯周疾患検診の年齢を引き下げ、20歳から実施できるようにするとともに、各種講座や成人式の機会をとらえて歯周疾患検診の推奨を行っていく。

《生涯学習施設の設置及び管理条例改正》

Ⓐ 使用料の改定などによる収入の増減額とその内容は。

Ⓐ 営利を目的とした施設の使用に對して、使用料の100%加算を行うなど、使用料徴収に關して見直しを行ったほか、減免基準も見直すことにより、年間約39万3000円の増加を見込んでいる。

《放課後児童健全育成事業実施条例》

Ⓐ 4年生以上の利用許可後に3年生以下の利用申し込みがあった場合の対応は。

Ⓐ 基本的には後から申し込んだ方には待機していただくことになるが、急を要する場合には、定員を受け入れ可能人数とするなど、弾力的に運用していく。

《一般会計補正予算》

Ⓐ 緊急情報共有連携システムの救急車両での活用状況は。

Ⓐ 可茂管内の救急車両14台にカード読み取り装置が付いており、平成24年11月の時点で、8551枚のメデイカカードを発行しているが、昨年度の救急事案6994件のうち、メデイカカードの所持は172件、有効事案は15件となっており、カード所持率の低さが課題である。

Ⓐ 文化の森森林整備体験事業の実施内容は。

Ⓐ 枯れ木の伐採や枝打ちにより、散策しやすい環境を整えるとともに、間伐材が効果的に自然に戻される様子を市民参加者に体験していただき、さらに、活動の展示発表を行い、より多くの方が森林保全の必要性や課題について考える機会を創出するものである。

市政一般に対する質問と答弁

要旨

予算編成

○ 平成24年度の歳入状況と今後の見通しは。

○ 平成24年11月末現在、歳入予算現額178億1900万円に対して、収入済額は109億3068万2000円で、予算現額に対する収入済額の割合は61・3%である。

また、市税については、現時点での平成24年度決算として約77億700万円を見込んでおり、予算より約5700万円増収となるが、平成23年度決算額と比較すると約3億8700万円の減収となる。

○ なお、歳入全体では約183億円を見込んでいる。

○ 新年度予算の基本理念は。

○ 市債残高の削減に取り組むなど「ひとにやさしいまちづくり」の基本姿勢を継続していくとともに、平成25年度美濃加茂

市経営方針においても、平成24年度に引き続き「教育」「活力」「安心」の三つの重要方針を職員に示している。

「教育」では、未来を担う子どもたちを育てることを、「活力」では、住みたくなる、訪れたいとなるまちづくりを、「安心」では、安心して暮らせるまちづくりをそれぞれ目的として予算編成を進めている。

○ 平成25年度の歳入見込みは。

○ 歳入全体については、予算編成作業を進めながら、国の予算編成や地方財政計画などの動向を見守っている状況である。市税については、平成24年度の当初予算と比較して約3億9000万円減少すると見込んでいる。

現在、新たな行財政改革を進め、選択と集中による事業査定を行うっており、収入の減少により市民サービスの質的な低下を招かないよう配慮しながら、予算編成を進めていく。

○ 公共工事は新年度予算にどのように反映されているか。

○ まだ予算編成が始まったばかりで、確定数値ではないが、土木費全体の要求額は24億7934万1000円であり、これには下水道事業償還金12億403万2000円が含まれている。

また、前年度比29・9%増となっており、主な事業内容は、一般道路改修が3億4950万円、急傾斜地崩壊対策事業が1880万円、橋の長寿命化計画調査が410万円、地下道冠水通報システムが3200万円などである。

行政改革

○ 適正な人事管理および嘱託

職員の正規採用制度活用のはきは。

○ 現在、職員数については定員適正化計画を策定し、より効率的で効果的な人員確保に努めている。

また、行政改革大綱においても、問題・課題を解決する必要最低限の職員配置をすることや、嘱託職員の減員目標を掲げ、職員と嘱託職員を併せて、より効率的で効果的な人員を確保することに努めるとしており、指定管理者制度の導入や業務の委託化などに取り組むことで、行政改革を進め、嘱託職員の賃金も含めた総人件費の削減に努めている。

しかし、市の人口増加や、国や県からの事務移譲による業務量の増加、育児休業等による欠員などの現状も鑑み、嘱託職員による補充なども行っているところである。

なお、優秀な嘱託職員については、毎年の制度としてではなく、不定期の試験などを経て正規職員として採用する可能性はある。

○ 自治体業務の民間委託をどのように考えているか。

○ 公共サービスは、必ずしも行政でなければ対応できないものばかりではなく、NPOや住民団体、民間企業などで対応で

きる業務については、積極的に委ねることで、新しい公共の空間が広がっていくことが期待される。

本市としても、指定管理や民間委託を進めているが、これは民間の持っているノウハウや豊富な知識・経験が、さらなる市民サービスの向上につながることを考えているからである。

また、公共性の観点を忘れることなく、検証作業としての監視や指導、協議などのモニタリングは必要であると考えており、民間との協働による新しい公共というあり方での業務推進を図っていく。

○ 保育園調理員の民間委託に伴う業者選定方法および現在の調理員の処遇は。

○ 企業からの提案書等の受付終了後に、各企業の最新の知識、技術および経験に基づいた提案書の説明を行ってもらい、企業理念や技術的評価の項目について選考委員会で審査し、事業者を決定していく。

また、事業者の選考に当たり、調理業務従事者の継続雇用や地元採用の計画を提出してもらったことになっており、現在の調理員の継続雇用は、事業者選定の基本的条件であると考えている。

委託することにより財政的に負担増とならないか。

委託金額は年間で5500万円を予定しているが、管理栄養士の常駐や希望保育日などの給食提供が実現することを考えると、今年度予算の5200万円から増額しても、より効率的になると考えている。

ソニーEMCS(株) 美濃加茂サイト閉鎖

閉鎖発表に対する市の見解は。

今回の閉鎖の発表には非常に驚いたとともに、できることなら閉鎖を撤回してもらいたいという気持ちである。

しかし、決定が撤回されないのであれば、現在雇用されている就労者の今後の雇用確保を最優先すること、さらに、跡地は地域経済の活性化につながる方法で利用することを絶対条件として要請していく。

特に、市内に残られる方の雇用の確保が重要な問題であり、今後、ハローワークや岐阜県と協力して一人でも多くの方の雇

用問題を円滑に解決するよう努力する。

閉鎖に伴う地域経済への影響に対する対策は。

中小企業対策として、小口融資貸付金の貸付枠の拡大、労働者対策として、勤労者生活資金貸付金および離職者支援緊急小口貸付の貸付枠の拡大を計画している。

また、県においても、緊急雇用創出事業を追加するとの支援策が発表され、市として13事業、約1億7000万円の事業により、約90人の新規雇用を創出できよう要望している。

なお、請負会社が実施した契約社員へのアンケートでは、多くの方が美濃加茂市を離れたくないと回答していると聞いており、地元企業による雇用の斡旋などについて、ハローワークと連携しながら積極的に支援していく。

市税収入などへの影響は。

直接的な部分として、固定資産税、都市計画税、個人市民税については、平成26年度予算から影響を受けることになる。

また、会社が平成25年3月末まで操業されるため、法人市民税については、平成25年度予算から影響を受ける。

間接的な部分としては、関係取引事業者やアパート経営者の収入減、従業員の購買力低下による地域経済活動の縮小などに伴う影響が考えられるが、大きな影響は平成26年度予算からであり、25年度予算への影響は少ないと考えている。

なお、請負や派遣の従業員が多いことから、職を失った方の税負担力が低下することによる滞納額増加が心配される。

撤退後の周辺駐車場の取り扱い。

現在駐車場として利用されている土地の課税地目は雑種地で、宅地の80%課税となつていますが、現況を農地にして、かつ、登記地目を雑種地から農地へ変更した場合は農地課税となる。

また、登記地目が雑種地のままで農地へ変更した場合は、農業委員会が現地確認により農地として認定し、かつ、農地基本台帳に申請登録がされた場合に農地課税となり、申請登録がされない場合は、雑種地として宅地の10%課税となる。

児童・生徒への影響と対応は。

現在、保護者がソニーEMCS株式会社美濃加茂サイトで働いている児童・生徒は、のぞ

み教室を合わせて約100人、ブラジル人学校では6人と聞いているが、勤務先が派遣会社の保護者もみえるため、さらに人数は増えると考えている。

今後、失職により給食費や学級費が支払えなくなる方が出くることがあるため、就学支援の案内を小・中学校の全保護者に配布する予定である。

また、保護者の失職で精神的に不安定になる子どもがあらば、スクールカウンセラーやほほえみ相談員によりケアをしていく。

公有地活用

旧学校給食センターを取り壊して跡地を処分する考えは。

建築物の解体費用として約3000万円が必要であり、そのほかに、機械設備の撤去費用として約1400万円、地下にある廃水処理槽内の排水処理に約600万円の経費が必要と試算している。

跡地は処分する方向で検討しているが、来年度以降、さらに財政状況が厳しくなることがか

ら、来年度は解体を見送り、跡地の処分ができるかどうか情報収集に努める。



旧学校給食センター

土砂災害区域指定

緊急時の情報伝達方法、避難体制をどのように充実させるのか。

現在、美濃加茂市地域防災計画の見直しを行っており、その中で、広報車、同報無線、市民メール、ケーブルテレビなど、あらゆる方法を使って住民に早くお知らせし、早期避難を行うようにしていく。

☐ 不動産価値への影響とケアは。

☐ 土砂災害特別警戒区域に指定された土地は、特定の開發行為や建築物の構造などに対して規制が行われることになる。

そのため、土地価格への影響を考慮し、減価補正する方向で評価方法を見直す必要がある。

なお、減価補正の内容については、法で定める固定資産評価基準に特段の定めがないため、先進市の事例を参考にしながら検討している。

☐ 移転資金の一部融資と補助は。

☐ 県の補助制度である「岐阜県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」は、移転勧告に限定されたものではなく、土砂災害特別警戒区域指定地内の既存不適格住宅についても該当する。

この制度は、指定地内から移転する場合、解体費用の一部および新築に係る借入金の利子の一部を補助する制度である。

ただし、市において補助金交付要綱を定め、ある程度まとまった範囲で移転事業計画を策定し、対応していくことが条件となる。

☐ 市北部地区における今後の地域づくりは。

☐ 土砂災害の恐れがある区域について、危険の周知や警戒避難体制を整備するに当たり、そこに暮らす人々が今後も住み続けられるよう、まちづくり協議会とも協議しながら、地域防災力の向上に努めていく。

災害対策

☐ 避難所としての民間施設利用や個人所有の資機材の把握はできないか。

☐ 地域の安全性を高めるためには、自主防災組織や地元企業などの連携によって自主的に管理運営される避難所の設置が必要であり、応援協定の締結などについて進めていく。

また、各家庭や地元事業所などにある資機材を活用することは、地域の防災力強化につながることであり、自主防災組織で取り組んでもらうようお願いしていく。

☐ 2次避難所としての体育館の収容可能人数、責任者および長期の場合の対応は。

☐ 収容可能人数は、利用できる床面積から概ね7800人と算出している。

また、管理責任者については、災害対策本部が派遣する職員が運営面、学校長が施設面の責任者となる。

なお、避難が長期となる場合に備え、被災者のプライバシーを守るための段ボール間仕切りや簡易トイレの備蓄などを行っているが、今後は石油ストーブなどの備蓄を充実させていく予定である。

節電対策

☐ 市庁舎における電気料金の節約結果は。

☐ 平成24年6月から4カ月間の使用電力量と電気料金を平成22年度と比較すると、使用電力量は本庁舎で20・04%、分庁舎で28・70%の節電となり、電気料金は本庁舎で25万1000円、分庁舎で11万6000円の削減となっている。

また、平成23年度と比較すると、使用電力量は本庁舎で4・09%、分庁舎で0・53%の節電となっているが、電気料金は本庁舎、分庁舎ともに、料金の値上げにより増額となっている。

情報管理

☐ 本市の情報管理体制の現状は。

☐ 本市の情報システムはクラウドシステムを採用しており、ウイルスによる情報漏えいや外部からの侵入に関しては、情報セキュリティの国際規格を持つ事業者が24時間監視を行っている。

また、職員が使用するパソコンも、個人のパスワードで起動や権限を管理しており、パソコンを5分間操作しない場合には、自動的にセキュリティ画面に移行する設定や、住民情報を多用する窓口では、指紋認証機により起動する設定などを行っている。

そのため、業務に必要な

情報を見たり、第三者に見られたりすることがない仕組みになっている。

さらに、職員の情報持ち出しに関しても、端末監視システムにより、だれが、何の業務で、何の情報を見ているのかを確認および記録できるシステムとなっているほか、許可なく媒体を接続できないため、個人情報を外へ持ち出すことができない仕組みとなっている。

☐ 職員のモラル向上研修の実施状況は。

☐ 情報を取り扱う職員の意識や知識の欠如が、大きな情報漏えい事故につながるため、職員に対しては、情報セキュリティ研修を業務の一環として実施してきた。

平成21年度は、全職員に対して外部講師によるセキュリティ研修を実施し、22年度には、この研修の未受講職員および新規採用職員に対して、同様の研修を実施した。

また、23年度以降は、市職員が講師となって新規採用職員に対する研修を行っているが、24年度は外部講師を招くなどして、情報セキュリティの強化を図るための研修を実施する予定である。

コンビニ活用

☐ 証明書等の発行におけるコンビニ活用の課題は。

☐ コンビニ交付サービスは、L A S D E C（地方自治情報センター）が開発運営しており、ここが所有する中継サーバーと住民、印鑑、税情報、戸籍情報を連携するためのデータ構築およびシステム構築に、約8000万円かかったという先進地の事例がある。

また、維持経費として、L A S D E Cへの負担金などで毎年約700万円が必要となるほか、コンビニ側へも1通120円の手数料を支払うことになる。さらに、このサービスを受けるためには住基カードが必要であり、市民カードと同様の普及枚数にするためには、市の負担として約1000万円の経費が必要となるなど、多額の費用を要することが課題である。

☐ コンビニ交付サービスを導入する考えは。

☐ このサービスを導入するには、多額の費用がかかる上、現

時点では利用者がまだ少ないと考えており、導入は時期尚早と判断している。

また、国の施策であるマイナンバー制度の施行により、住基カードに代わる新たなカードも設定されるという情報もあり、導入については、今後の状況を確認しながら検討していく。

交通安全

☐ 交通安全帽子、夜光腕章の活用状況は。

☐ 小学生の交通安全帽子は、全学年の着用を指導している小学校が5校、3年生までが1校、2年生までが1校、1年生のみが2校となっている。

また、中学生の夜光腕章は、1年生のみの着用を指導している中学校が1校、他の2校は3年生までの着用を指導している。今後、交通安全帽子については耐用年数である最低3年間、腕章については全学年の着用を指導するよう、各学校へ協力依頼していく。

☐ 交通安全指導員を増員する考えは。

☐ 本市の人口1万人当たりの交通安全指導員の数は1・08人、人身事故発生件数1000件当たりの指導員数は2・23人と、県内21市中でも1番多い配置となっており、今のところ増員は考えていない。

今後も、交通安全協会や学校と連携した街頭指導など効果的な活動を目指すとともに、新たな取り組みを考えていく中で、必要があれば増員も検討していく。

脱法ハープ

☐ 脱法ハープによる事件の発生状況および条例制定を含めた本市の対応は。

☐ 平成24年中に県内では11月22日現在で48件、50人の乱用があったと聞いているが、市内における事件の発生状況や内容については、捜査の関係上公表できないとのことである。

また、市内における平成24年1月から11月末までの救急搬送は4件となっている。

市の対応としては、市内での販売事案に対処するため、小

中学校のP T Aなどと連携し、危険な薬物などには近づかないよう啓発を行っており、条例の制定については今のところ考えていない。

なお、国において、薬事法で規制する指定薬物の大幅な強化が行われ、包括規制が検討されているため、県と警察に対して適切な指導と取り締まりをお願いしていく。

情報発信

☐ 観光案内所やアンテナショップの運営状況は。

☐ 観光案内所は観光協会に、アンテナショップ「みのかもん」はシティホテル美濃加茂にそれぞれ運営を委託し、観光案内所や特産品の販売などを行っている。観光案内所は午前9時から午後3時までの営業となっており、火曜日および水曜日を定休日としている。

また、アンテナショップは午前10時から午後3時までの営業で、月曜日を定休日としているが、ホテルのフロントで営業時間外の対応をしてもらっている。

なお、アンテナショップの売り上げは、開設から約1年間で270万円ほどとなっている。



シティホテル美濃加茂1階にある「みのかもん」

☐ 市外に向けた観光P Rが十分ではないか。

☐ 現在、美濃太田駅、美濃加茂サービスエリア、工場見学の場合などにパンフレット等を配置し、市の情報を提供しているが、美濃加茂市の特色や特産品を積極的にP Rするためには、ターゲットとなる人に対して直接訴えることが重要である。

平成24年11月に開催したみのかも市民まつりでは、名古屋市の新聞社を訪問して直接P R活動をを行った結果、新聞記事を見て来訪した愛知県下の来園者も非常に多かった。

今後も、高速道路のサービスエリアや名古屋市内の商業ビルなどで効率的なPRを実施していく。

【図】 県の施設で行われる市内のイベントを市から情報発信できないか。

【図】 加茂農林高校の「緑園祭」や可茂特別支援学校の「にこりん祭」などは、岐阜県の事業であり、県が情報を発信する事により県内全域に情報配信しているが、市へ配信依頼があれば、各担当部署の判断で情報配信は可能である。

また、今年度開局したFM放送局「らら」では、地域コミュニティ放送局としてジャンルにとらわれない情報配信を行っており、放送の中で情報を取り上げるだけでなく、主催者が出演して情報を告知することも可能と聞いているため、今後、こうした情報発信方法の周知を図っていく。

中蜂屋工業団地

【図】 中蜂屋工業団地への企業誘致の現状および今後の取り組みは。

【図】 今年度に入り、企業からの問い合わせが徐々に増え、これまでに食品をはじめとする製造業を中心に10社から問い合わせがあった。

また、中国の経済情勢の不安定さから、中国から撤退して国内で立地を計画している企業からの問い合わせが出てきたことが、最近の特色である。

なお、企業誘致の進め方については、業務代行者と連携し、東海・東南海沖地震を見据えた事業継続計画の一環としての移転を促進するため、継続して愛知県の企業を中心に訪問し、積極的にPRを行っている。

今後、1日も早く中蜂屋工業団地への企業立地を決定し、発表できるよう努力していく。

【図】 土地区画整理事業の保留地が処分できない場合の責任の所在は。

【図】 土地区画整理組合と業務代行者との間で業務委託契約が締結されており、保留地の処分については、業務代行者が責任を持つて行うことになっている。

仮に保留地処分金が遅滞した場合には、両者で協議される部分もあるが、基本的には業務代行者により処理されていくことになる。



造成工事が完了した中蜂屋工業団地

【図】 中蜂屋地区まちづくり交付金事業の概要は。

【図】 まちづくり交付金事業は、制度改革により社会資本整備総合交付金事業の都市再生整備計画事業に名称変更しており、平成19年度からの5年間に、中蜂屋土地区画整理区域を含む市中央部を区域として、「安全で元気なにぎわいのある産業都市のまちづくり」を目的に行われた事業である。

主な工事内容として、中蜂屋土地区画整理事業の区域内では、幹線道路や調整池の整備などを行い、周辺区域では、木野排水路の整備などを行った。また、今年度は平成23年度の繰り越し工事を行っていたが、

11月末に完成し、交付金事業としてはすべて完了したことになる。

なお、社会資本整備総合交付金事業の総額は約20億5900万円、施設別の内訳は、道路が7路線で約10億3100万円、調整池や木野排水路改修などの関連事業が6施設で約7億1900万円、そのほか助成金や調査費などが約3億900万円となっている。

農業問題

【図】 本市の農業政策の現状と課題および今後の取り組みは。

【図】 第5次総合計画において、農業と地元産の農作物の魅力を高めることとしており、主な取り組みとして、農業の担い手の育成、確保および農業経営基盤の強化を図ることとしている。

特に、新たな農業者の育成支援を進めており、認定農業者はこの2年間で新規に8人を認定し、現在79人となっている。

また、これらの方に対し、青年給付金の受給や農産物の拡大事業に伴う補助などの支援を

行っている。

さらに、若い農業者の集まりである「みのかもファーマーズ倶楽部」に対し、軽トラ市の開催、スーパーマーケットやレストランへの販売ルートの確立などの支援を行っている。

しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足の問題解消には程遠い現状であると認識している。

今後は、まず農家の個々の状況を把握し、農業を継続するために何を必要としているのか、どのような施策が効果的であるかを判断し、それぞれの農家に適した支援策を検討していく。

【図】 本市における株式会社、NPO法人による農地利用の状況は。

【図】 現在、有限会社アグリアシストみのかもと株式会社AGファミリーの2社が、農業経営基盤強化法の規定による農地利用集積を行い、稲作や果樹、施設園芸などを行っている。

しかし、現在のところNPO法人による農地利用はなく、今後、農業経営組織の集約化や競争力の強化がより一層重要な課題となることから、株式会社やNPO法人による農業経営を拡大していきたい。

圃 産廃処分場建設計画があつた覚悟地区の耕作放棄地を整備して活用する考えは。

罫 耕作放棄地については、今年度も農業委員会において現況調査を実施しているが、この地域は耕作されていない農地が多く、水稲生産実施計画では休耕田とされている。

また、長期間保全管理がされていない農地は、すでに山林化しているものも多く、それらを農地として再利用することは非常に困難である。

しかし、山林化した農地は有害鳥獣のすみかにもなっており、周辺農地への悪影響が問題になっている。

そのため、不用木の伐採を進めるなど、周辺の里山と一体的に整備することが有効であり、今後は、地域の方々と協議しながら効果的な活用策について検討していく。

圃 農家の事情で優良農地を売りたい場合の対応は。

罫 県や市が農地保全組織や隣接する農地所有者に対して農地の取得を斡旋した場合に、国の財政的支援を行うなど、国の新しい取り組みを強く要望している。

道路整備

圃 今後の幹線道路整備計画は。

罫 国道248号バイパスについては、昨年度から、可茂土木事務所の発注により4車線化工事が行われている。

県によると、市道塚原河渡線との交差点から西町アンダーパスまでの約1・5キロメートル区間を重点整備区間として、来年度までの3カ年で整備していく計画とのことである。

市としては、来年度も継続して予算を付けてもらうよう要望している。

また、国道21号坂祝バイパスについては、平成27年度供用開始を目指して整備を進めているとのこと、国道248号バイパスの大針インターから西町アンダーパスまでの区間と宮浦高架橋の区間についても、引き続き4車線化を進めてもらうよう要望していく。

また、国道41号美濃加茂バイパスについては、現在、岐阜国道事務所で渋滞緩和に向けた調査が検討されている。

なお、渋滞の緩和には、国道248号バイパスとの交差点から山手線までの4車線化や立体化が有効であると考えられるため、来年度における事業化を国に対して強く要望している。

まちづくり

圃 まちづくり協議会に求めるものは。

罫 第5次総合計画の「地域がいきいきと活動できるしくみをつくる」という目標を達成する主な事業の一つとして、まちづくり協議会事業がスタートした。平成21年10月に事業がスタートした伊深や三和地区のまちづくり協議会においては、まちの良さを地区外の方に知ってもらふ事業を展開しており、人口の増加につなげていきたい。

また、平成24年9月に発足した加茂野町まちづくり協議会においては、自治会加入者だけでなく、全町民が参加できる仕組みをつくり、将来の加茂野町のために、今の加茂野町の地域課題を地域住民が共有し、解決で

きるよう取り組んでいる。なお、いずれの協議会も定期的に会議を開催し、行政と一緒に課題解決に取り組んでおり、こうした取り組みが地域の活性化につながると思っている。

古井地区ではまちづくりアンケートを実施する予定である。また、太田、蜂屋、下米田地区についても、来年度以降、地域の皆さんから「まちづくりについて考えよう、行動しよう」という機運が高まるよう、まちづくりに関する出前講座を実施するなど積極的に支援していく。

圃 ボランティアコーディネーターの育成と配置が新しい公共に必要ではないか。

罫 ボランティアのコーディネートは、みのかも市民活動サポートセンターと、社会福祉協議会所管のボランティアセンターで行っており、両センターのボランティアコーディネーターは、2カ月に1回の会議で情報交換を行っている。

ボランティアコーディネーターの育成と配置は、新しい公共を進める上で重要なことであり、育成のための研修や情報交換の場を充実していくことは大切なことである。

そのため、社会福祉協議会では、ボランティア養成に向け、ボランティア活動マネジメント講座の開催やコーディネート費用の全額助成などを行い、支援に努めている。



昨年9月に発足した加茂野町まちづくり協議会

圃 まちづくり協議会の今後の予定は。

罫 今年度、加茂野地区でまちづくり協議会が設立され、山之上地区では設立準備委員会が立ち上げられた。

こうした機運の中、今年度、

自治会加入

自治会加入の指導状況は。

〔答〕 新たに転入された方には、ごみステーションの管理などを紹介した「自治会加入のおすすめ」や広報紙などを入れたウェルカムセットを配付し、自治会活動への理解を深めるよう積極的に取り組んでいる。

また、自治会活動を身近に感じてもらえるよう、自治会マップや自治連合会理事会の活動内容を市のホームページに掲載している。

なお、自治会加入の課題解決への取り組みとして、平成22年に自治会加入に関する費用負担アンケートを実施しており、今年度は、過去3年間に転入された方を対象に、自治会加入促進に関するアンケートを実施する。

今後、1人でも多くの転入者が自治会活動に参加してもらえるよう指導していく。

外国人の自治会加入への対応は。

〔答〕 今年度、外国人住民の自治会加入を促進するため、定住外

国人自治会加入促進サポート事業をスタートした。

具体的には、古井地区の外国人住民を対象とした地域交流（自治会活動等）に関する意識調査を行うとともに、今年度の古井地区の全自治会長に、外国人世帯の自治会加入についての意識調査を、古井地区多文化共生推進協議会と行政の協働により行った。

その結果、外国人住民の回答からは、自治会に加入していない理由として「自治会などのこと知らない」との回答が全体の59%、「自治会などの話を聞いてみたい」との回答が46%もあった。

また、自治会長の回答からは、古井地区における外国人住民の自治会加入世帯数が43世帯、加入率3・6%であり、平成20年に行った緊急実態調査時の8・6%よりも低い数値であることが分かった。

なお、回答された自治会長からは「積極的に加入してもらいたい」という意見が7自治会（13%）、「希望があれば加入してもらいたい」という意見が26自治会（50%）と、外国人住民の自治会加入について肯定的な意見が多かった。

環境政策

環境政策の拠点づくりに対する考えは。

〔答〕 現在リサイクルステーションを実施している場所は、川や森林に直接触れ合え、環境施策の展開や啓発、環境教育などが完結する運営形態が期待できる場所の一つである。

また、エコハウスを長く将来にわたり運営していくために、環境問題に関心を持つ市民を増やしながら、その場所で運営のための収益を生み出す仕組みを考えていく必要がある。

生ごみ減量のための取り組みは。

〔答〕 平成24年12月号の広報みのかもにおいて、市民一人1日24グラムのごみ減量を呼び掛けた。生ごみの減量には、毎日のわずかな水切りなどによる減量の積み重ねが必要であり、その意識の継続が最も大切であることから、今後も継続的に啓発を続けていく。

また、有機菜園プロジェクトにおいて、ばかして生ごみを堆

肥化して利用する農法を紹介する取り組みなどを行っているが、こうした取り組みから水切りバケツなどの利用を促進したり、ダンボールコンポスト講習を行うなど、プロジェクト同士の連携も図られている。

こうした連携をさらに進めたり、家庭廃棄物処理機器設置補助金の活用をより一層PRしていくことで、今後も生ごみの減量を図っていく。

図書館

学校や学校図書館とはどのような連携を取っているか。

〔答〕 現在、図書館では公立図書館司書の学校訪問、学校司書および小学生の公立図書館訪問、小・中学生の公立図書館でのボランティア活動や職場体験などを行い、連携を取っている。

今後、公立図書館と学校図書館司書相互の情報交換の充実、所蔵情報の共有と物流システムの構築強化、各館における相談業務情報の共有化など、さらに各館相互の連携を図っていく。

図書館における高齢者や障がい者、子どもに対する支援の取り組みは。

〔答〕 現在、図書館では高齢者や障がい者への図書宅配サービスなど、来館困難者への対応を行っているが、今後は視覚障がい者などへの代読・代筆サービスを含め、さらに「ひとにやさしい図書館」づくりに努めていく。

また、子どもへの読書支援として、ボランティアによる読み聞かせをはじめ、随時、子ども向けの催しを行っている。

さらに、遊びながら楽しく本に出会うことを目的に、子ども向け読書ナビゲーションシステムの導入も考えている。



小学生による図書館司書体験

スポーツ振興

■ 本市におけるぎふ清流国体の成果は。

□ 本市では、平成24年10月5日から8日まで成年女子バレーボール競技を開催し、4日間の来場者は2万人を上回り、国体関係者の市内宿泊者は延べ約2100人と聞いている。

また、競技については、岐阜県、可茂地区、美濃加茂市のバレーボール協会が一体となって運営に当たり、会場運営については、市職員や市民ボランティアが連携を取り、会場内の観客の誘導や整理に努めたため、混乱することはなかった。

さらに、小・中学生が作製した花や応援旗の装飾、特産品やお土産の販売、観光案内や駅前商店街の歓迎フラッグなどで大会を盛り上げ、大盛況のうちに終了することができた。

なお、経済効果については約1億円と試算している。

■ 西体育館の利用状況および建て替えの計画は。

□ 西体育館は、剣道、卓球、バドミントンなどで年間約2万

3000人の方に利用されるなど稼働率が高く、市体育協会からも建て替えを要望されている。また、西町地区の住民の集会場としての役割も果たしており、指定避難所としても位置付けられている。

そのため、体育館機能だけでなく、避難所、集会場、駐車場など、総合的な考えの下で建設計画をしなければならぬと考えている。



西体育館

■ 今年度の市民プール管理事業費の内訳は。

□ 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費などの需用費が163万4000円、浄化槽検

査などの役務費が2万5000円、監視・清掃・開園業務委託やプール循環ろ過機保守点検などの委託費が621万円、土地の借地料金などの使賃料が140万円、プールマットの修繕や観覧席屋根の塗装工事の工事請負費が148万1000円で、合計1075万円である。

子育て支援

■ 地方版「子ども・子育て会議」を設置する考えは。

□ 子ども・子育て支援法では、市は条例で定めるところにより、特定教育・保育施設の利用定員の設定について意見を聴く等のため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

特に、市における子ども・子育て支援施策は、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施するなど、重要な役割を果たすことが期待されているため、平成25年度には子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援について審議し、事業計画を策定してもらう予定である。

■ 三和・伊深保育園の統廃合計画の進捗状況は。

□ 平成24年11月に、就学前の子どもの保護者対象、三和地区住民対象、伊深地区住民対象の懇談会を、それぞれ1回開催した。

その中で、園児の減少が進む現状において、三和保育園を伊深保育園に統合するという市の方針を説明した。

保護者からは、早く統廃合を進めてほしいという意見が多かったが、住民からは保育園の存続を望む声もあり、これからも回数を重ねる中で、子どもたちや地域にとって望ましい保育園となるよう進めていく。

■ 公立と私立保育園の共存に對する考えは。

□ 未満児の受け入れが増加傾向にある中で、現在、公立保育園での受け入れは、部屋数など施設面で限界があり、私立保育園において優先的に受け入れていく方針である。

また、国も、子ども・子育て関連法の本格施行を前に、地域のニーズ調査をするよう求めており、公立、私立にかかわらず、地域の資源を十分に活用して対応すべきであると考えている。

なお、平成25年度にはニーズ調査を行い、今後の公立と私立の保育園運営についても具体的な協議をしていく。

■ ニーズ調査のための経費は。

□ ニーズ調査のための経費として、平成25年度予算に299万円を計上し、未満児保育や一時保育などの保育ニーズを調査するとともに、幼保連携型認定こども園についても意見を聞きたいと考えている。

なお、この経費については、県の補助金である安心子ども基金から10割の交付を受けることができる。

■ 3歳児に対する保育の現状と対応は。

□ 最近では、3歳児で入園する子の中に、オムツの取れていない子や衣服の着脱ができない子など、援助が必要な子が多くなっているのが現状である。

そのため、3歳児20人に対して保育士1人という基準で保育することが難しくなっており、公立保育園では、18人以上のクラスに主担任のほか、副担任や臨時保育士を配置している。

しかし、年度初めの忙しい時期には、園内で職員配置を工夫して対応する必要がある。

今後は、3歳児15人に対して保育士1人という職員体制を目指していく。

また、私立保育園に対しては、国・県の補助金のほか、市においても措置対策事業、延長保育対策事業、障がい児保育対策事業などにより、財政的な支援を行っている。

学童保育

学童保育の利用状況および4年生以降の受け入れ体制は。

現在、三和小学校を除く小学校で9教室開設し、1年生から3年生の児童518人が在籍している。

また、今年度実施された4年生の夏休み学童保育には44人の利用があった。

なお、本市の場合、教室の定員に余裕がない学校があり、現在、すべての学校で4年生を受け入れることは困難であるが、余裕がある教室では受け入れ、余裕のない教室では、今後教室を確保してすべての学校で受け入れられるようにしたい。

教育

教育振興基本計画における目標およびフロム0歳プランとの違いは。

本市では、これからの社会を生きていくために必要な体力や学力、少々の困難にはへこたれないたくましさや他者を思いやる優しさを育て、自らに誇りを持ち、将来を担う人材を育てたいと考えている。

そのため、計画においては教育基本法に掲げる教育の目的を踏まえ、本市の実態に応じた目標を設定したいと考えている。また、教育振興基本計画とフロム0歳プランに違いはなく、フロム0歳プランをより具体化したものが教育振興基本計画であるところとらえている。

計画策定過程における関係部署との連携および市民参画の考えは。

学校だけが教育の場ではなく、保育園や家庭、地域も子どもたちの生きる力を育てるための大切な場であることから、教育振興基本計画の策定に当たっ

ては、教育委員会だけでなく、こども課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化振興課など関係各課と連携するとともに、小・中学校や保育園、PTAや青少年育成の関係者などからも意見をいただきたいと考えている。

また、学校評議員会やPTA活動の中で、地域の皆さんの意見をくみ上げながら進めることで、地域住民が学校教育に参画してもらおう機会を確保していきたい。

フロム0歳プランにおける地域教育の推進を充実させる考えは。

フロム0歳プランでは、地域の大人が子どもにも規範を示すとともに、子どもたちが役割参加できるまちづくりを目指している。

こうした中、昨年度は延べ1000人を超える中学生がボランティアに参加した。

また、PTAや地域住民による学校周辺でのあいさつ運動や交通指導も行われている。

さらに、青少年育成市民会議により、いじめ防止のための「黄色いボン運動」が実践されるなど、学校や市民の運動は着実に成果を上げつつある。

なお、今年度は、初めての試

みとして「こどもをたくましく育てるつどい」を市連合PTA研究大会と合同で実施し、それぞれの実践を交流するなど大きな成果があった。

この取り組みを来年度以降も継続するとともに、自治会長や子ども会役員など参加者を広げること、地域教育のさらなる推進につなげたい。

国民健康保険

決算における黒字分を活用して保険料を引き下げられないか。

平成22年、23年度決算では、前期高齢者交付金の精算による追加交付などにより、繰越金を計上することができた。

しかし、全国的に見ると、医療費は対前年比で毎年3%程度増えており、さらに、インフルエンザなどの感染症の流行などにより、著しく給付費が増加することも予想される。

こうした不測の事態に備え、繰越金を基金へ積み立て、国保会計の安定的な運営を図ることが重要であることから、現在の

ところ保険料の引き下げについては考えていない。

市独自の低所得者減免制度および収入減を理由とした保険料の減免制度は。

現在、被保険者の所得に応じて保険料の7割、5割、2割軽減を行っている。

また、解雇や倒産などによる国保加入者については、翌年度末まで前年給与所得を10分の3にして保険料を算定している。

さらに、失業などにより所得が著しく減少したときには、減免要綱に基づき保険料の減免を行うこととしている。

資格証明書の発行をゼロにする取り組みを實踐できないか。

資格証明書の発行に当たっては、弁明の機会を設け、滞納者のさまざまな事情について納付相談を行っているところであるが、これに応じてもらえないような場合には資格証明書を発行している。

今後、負担の公平と国保の健全な運営を図るため、被保険者の皆さんの状況を把握し、それぞれの状況に応じた対応に努めていく。

食育

食育に関する取り組みおよび食育基本条例を制定する考えは。

本市では、幼児の食習慣を高め、家族全員の食の質向上を目指して、フレッシュママ食の教室や妊婦学級、離乳食教室の開催、保育園における給食だよりの発行や親子クッキング、子育て支援センターなどにおける食育講座を行っている。

また、学校給食センターの管理栄養士が学校へ出向き、食育推進の講話も実施している。

さらに、食育基本法に定める食育推進計画についても、法の趣旨に沿って「みのかも元氣いきいきプラン」で実践しており、平成26年度にはこの計画を改定し、効果的な事業も具体的に盛り込んでいく予定である。

なお、条例の制定については、その効果や他市の策定状況も見ながら検討する。

食育と地産地消を連携して推進できないか。

学校の授業では、家庭科や学級活動などにおいて担任が食

育について指導しているほか、栄養教諭も指導を行っている。

また、総合的な学習の時間では、山之上小学校で野菜や米、梨作りを、蜂屋小学校で堂上蜂屋柿作りを体験学習している。

さらに、平成24年10月23日には、学校給食センターで加茂農林高校の生徒が作った梅ジャムを材料にした献立を作っている。こうした食育の取り組みが、美濃加茂の自然や文化を踏まえた地産地消につながると考えている。



加茂農林高校の梅ジャムを使った給食メニュー

保育園給食は自治体で行うという考えはないか。

来年度からの給食業務の民間委託は、民間でできることは民間に委ねようという補完性の原則に基づいて実施されるが、この機会に管理栄養士の常駐、給食調理員の安定的な補充、希望保育時の給食提供など、保育園給食の内容の充実を目指している。

乳幼児にふさわしい食生活は重要であり、委託業者と担当課、園長会が連携して食育を推進していく。

お弁当の日を全学校で定期的実施できないか。

現在、市内では蜂屋小学校の5、6年生と西中学校において、PTA活動の一環として、子どもが自分でお弁当を作る弁当の日を実践している。

実施に当たり、母親委員会が中心となって各家庭に協力を呼び掛け、学校では、子どもに献立や材料を考えさせたり、調理実習を行うなど事前指導に時間を掛けている。

しかし、各校の実情もあり、全学校で定期的の実施することは難しいのが現状である。

今後、市連合PTAで実践校について情報交換を行うなど、働き掛けを継続していく。

障がい者福祉

精神障がい者の包括支援センターを設置する考えは。

精神障がい者に対する支援体制の遅れが全国的な課題になっている中、市の対応として、現在、市内外の三つの地域生活支援センターと連携して精神障がい者への支援を実施している。

今後は、精神障がいだけでなく、身体障がいや知的障がいを含めた相談支援などを行う、基幹相談支援センターの設置に向けて検討していく。

障害者優先調達推進法の施行に伴う対応は。

この法律は、自治体などが物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などからの優先的な購入を推進することを目的としている。

現在、本市では、一部の授産施設に除草などの作業をお願いしたり、廃油せっけんを作ってもらい、それを購入して記念品として利用したりしている。

法律が施行される来年度からは、さらに市としてどんな物品

やサービスが調達できるかを検討するため、関係機関による会議を開催し、施設への情報提供を行い、できることから優先的な購入を進めていく。

社会福祉協議会の今後の役割は。

社会福祉協議会は、開設当初から運営委託を受けるなど、運営管理についての実績があることなどから、今回、総合福祉会館の指定管理者として特命指定をしている。

市と社会福祉協議会とは両輪の関係であり、今後、さらに地域福祉活動の拠点として活動を広げてもらえるものと期待している。

また、平成23年度からは、障がい者支援施設「ひまわりの家」の指定管理者として、障害者自立支援法に基づく各種障がい者支援事業も積極的に実施しているところである。

管内の民間企業における障がい者雇用の実態は。

平成24年の調査では、本市には、障害者雇用促進法で1人以上の身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の雇用を義務付けられた従業員数56人以上の企業が22社ある。

そこで雇用されている総従業員

員数5025人に対して、障がい者の雇用数は117人、雇用率は2・3%となっている。

この雇用率は、法律で定められた基準の1・8%、ハローワーク美濃加茂管内の雇用率2・11%を上回っており、また、法定雇用率達成企業数は市内22社中14社で、達成率は63・6%となっている。

○ 市役所における障がい者雇用率は。

○ 計算の根拠となる総職員数は、正職員や嘱託職員、臨時職員の合計が571人、障がい者である職員数が、重度障がい者のダブルカウントを含めた総数で11人である。

また、除外率は10%で、法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数が514人、障がい者数が11人となり、地方公共団体の法定雇用率2・1%に対し、実雇用率は2・14%となっている。

なお、法定雇用率が平成25年4月から2・3%に引き上げられるため、25年早々に行う予定の嘱託職員募集の際に、障がい者を対象とした職種区分を設けて採用することにより、法定雇用率を達成するよう対応している。

○ シティホテル美濃加茂にバリアフリールームが必要ではないか。

○ バリアフリールームを設置するためには、現在の部屋の改装だけでなく、複数の部屋を解体して設置することになるため、現段階で改修することは考えていない。

なお、現在のシティホテルの設備状況においても、介助者同伴で車いすを利用されている方が宿泊された実績はあり、今後、さらに心の込もったサービスにより、障がい者の方にも気軽に利用してもらえるようホテル側と協議していく。

高齢者福祉

○ 本市の高齢化率の推移は。

○ 第5期介護保険事業計画では、平成26年度に21%になると推計しており、さらに、29年度には22・3%に上昇すると推計している。

また、平成18年から24年までの地区別年齢別人口の実数値から推計すると、平成27年における高齢化率は、伊深地区で29・

7%、三和地区で30・1%と見込まれ、現在と比較して、伊深地区で1・5ポイント、三和地区で0・3ポイント高齢化が進むと見込んでいる。

○ 高齢者の就労促進および支援のための施策は。

○ 介護保険事業計画にある「高齢者が、就業などの機会を通じて、自分らしく働くための基盤づくり」については、シルバー人材センター事業の支援の継続や、就労相談時におけるハローワークの紹介などにより実施している。

また、長寿支援センターでは、就労収入を得る事業として、ボランティア活動時間に応じたポイントを換金する「いきいきボランティア事業」や、脳の健康教室の「学習サポーター」などの事業を行っている。

今後、企業や団体などの協働により、高齢者のみでなく就労を希望する多くの方々へ、多様な働く場の提供ができるよう考えていく。

○ シルバー人材センターの会員の現状および今後の方向性は。

○ 会員数は平成23年度末で445人、24年10月末現在で429人と年々減少しており、今

後、高齢者のニーズに合わせて就業内容を充実させることで、会員の拡大を図ることが課題となっている。

今後、シルバー人材センターには、多様化する高齢者の就業ニーズに適切に応えられる事業のあり方や、蓄積したノウハウを有効活用できる雇用のあり方を含め、幅広い就業機会の確保や提供ができるよう、柔軟に対応していくことが求められる。

○ 「安心して暮らせる住まいの確保事業」の内容と利用実績は。

○ 本事業は各種住まいに関する支援の総称となっており、住宅改修および施設整備に関する事業がある。

住宅改修については、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるように、高齢者の身体状況に合わせて住まいの改修や改良を行うもので、具体的には、介護保険サービスでの住宅改修費支給と住宅リフォーム助成制度がある。

介護保険サービスでの住宅改修費支給は、介護認定された方を対象とした手すりの設置や段差解消などの住宅改修に対し、20万円を上限に費用が支給されるもので、平成23年度に210

件、24年11月末現在で130件の利用がある。

また、住宅リフォーム助成制度は住宅リフォーム工事費の一部を助成する制度で、平成23年度に128件、24年12月4日現在で69件の利用がある。

なお、施設整備については、高齢者が安心して生活できる施設利用支援が必要となる場合があるため、施設および環境の整備として、平成24年度に認知症グループホームの新設1カ所（定員18人）、26年度に小規模多機能型居宅介護の新設1カ所（定員25人）を行う。

○ 8020運動の表彰要綱を改正する考えは。

○ 平成24年度の8020運動の表彰対象者は、市内在住の方で、昭和7年10月1日生まれ以前であること、自分の歯が20本以上あること、歯科医療機関に出席して歯科検診を受けることができることなど、6項目の条件を満たしている方としている。

より多くの高齢者を表彰することで、市民の生涯にわたる健康づくりに貢献できると考えており、表彰の趣旨などを考慮した上で「介護保険の認定を受けていない方」という条件については削除したいと考えている。

うつ病対策

問 市職員へのうつ病対策の取り組み状況は。

答 平成23年に全職員を対象とした心の健康診断を実施し、その結果に基づく組織的な対応について管理職研修を実施し、職場環境における改善点や心掛けるべき事項について周知している。

また、24時間気軽に電話相談ができる「健康ホットライン24」の利用を周知するなど、アフターケアにも努めている。

問 市民へのうつ病対策の取り組み状況は。

答 市民への心の病気に対する取り組みとして、毎月第4月曜日の午後に精神保健福祉士による「こころの相談室」を開催しており、本人や家族の相談に応じている。

また、市民啓発事業として「心の健康づくり講演会」を年1回、就労者の参加に考慮して夜間に開催している。

なお、電話相談や家庭訪問については、保健師が随時対応しており、関係課と連携を図りな

がら、必要に応じて「こころの相談室」や医療機関への受診を勧めている。



心の健康づくり講演会の様子

ペット管理

問 犬や猫の避妊・去勢手術に対する助成支援の考えは。

答 「動物の愛護及び管理に関する法律」や「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例」に定められているように、必要に応じた手術などによる繁殖の制限は、飼い主としての責任と判断により行われるものであり、現在のところ助成については考えていない。

議会目録(主なもの)

| 11月 | | 12月 | |
|-----|--------------------------------|-----|--|
| 1日 | 岡山県備前市議会行政視察来市 | 1日 | J Aめぐみの合併10周年記念式典 |
| 3日 | 市長表彰授与式 みのかも文化団体まつり 開会式 | 2日 | 美濃加茂軟式野球連盟年 度末総会 |
| 5日 | 議会運営委員会 | 3日 | 市議会第4回定例会 |
| 6日 | 中濃十市議会議員研修会 (本巣市) | 4日 | 中濃地域農業共済事務組 合議会(関市) |
| 8日 | 健寿連合会福祉大会 | 9日 | 中峰屋土地地区画整理事業 工事完成式 |
| 10日 | みのかも市民まつりオー プニングセレモニー | 13日 | 企業誘致推進委員会 |
| | みのかも文化団体まつり 表彰式 | 18日 | 小中学校通学区域審議会 |
| 16日 | 可茂地域市町村議会議長 会議員研修会 | 25日 | 可茂地域一部事務組合議 会(可茂衛生施設利用組 合、可茂公設地方卸売市 場組合、可茂広域行政事 務組合、可茂消防事務組合 体育協合理事会) |
| 19日 | 議会運営委員会 | 28日 | 消防団年末夜警巡視 |
| | 大阪府泉北郡忠岡町議会 行政視察来市 | | |
| 21日 | ダボ市道遙園開園10周年 記念式典ほか(〜26日) | | |
| | 岐阜県営水道バックアッ プ管整備事業起工式 | | |
| | 都市再生整備計画事業評 価委員会 | | |
| 23日 | P T A 研究発表&子ども をたくましく育てるつどい | 6日 | 消防出初式 |
| 27日 | 美濃加茂市・富加町中学 校組合議会(富加町) | 7日 | 議会だより編集委員会 |
| 29日 | 市議会議員OB会総会 | 13日 | みのかも成人式 |
| 30日 | 議会運営委員会 | 16日 | 山県市議会行政視察来市 |
| | | 21日 | 高齢者施策等運営協議会 |
| | | 24日 | 議会行政改革特別委員会 |
| | | 25日 | 日本ライン議長協議会 |
| | | 28日 | 宮崎県西都市議会行政視 察来市 |

議会の傍聴にお越しく下さい

詳細は議会事務局までお問い合わせください

☎25-2111(内線281)

次の定例会は

3月4日から開会予定です

(一般質問は12日、13日の予定です)

市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができます

美濃加茂市役所ホームページ → 市議会情報 → 会議録(会議録検索)をご覧ください

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>